



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年8月31日火曜日 第1588号

## ◇ 目 次 ◇

民生委員の定数の一部改正.....	903
土地改良区役員の就退任の届出（4件）.....	903
土地改良区役員の退任の届出（2件）.....	905
土地改良区の定款変更の認可（2件）.....	905
新たな土地改良事業の施行の認可.....	905
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	905
土地改良区営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	906
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	906
市営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	906
道路の区域変更（県道美川川内線）.....	906
道路の供用開始（"）.....	906
道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）.....	907
道路の供用開始（"）.....	907

## 公 告

土地の売払い..... 907

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1836号

民生委員の定数（平成13年8月愛媛県告示第1416号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成16年8月31日

愛媛県知事 加戸守行

表中	久万町	30	を「久万高原町   73  」
	面河村	12	
	美川村	17	
	柳谷村	14	

」に改める。

### ○愛媛県告示第1837号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年8月31日

愛媛県知事 加戸守行

#### 就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	有田 芳雄	北条市小川甲641番地
"	山田 敏一	北条市鹿峰219番地
"	猪木 優	北条市佐古甲251番地
"	永井 秋俊	北条市柳原422番地

"	田中 清一	北条市八反地甲104番地
"	玉井 良幸	北条市院内甲269番地
"	渡部 正幸	北条市才之原甲232番地
"	白石 忠治	北条市米之野甲264番地
"	横山 勝之進	北条市浅海本谷甲354番地 5
"	上田 正	北条市浅海原甲1番地 1
"	高橋 教之	北条市上難波甲758番地
"	川端 利典	北条市下難波甲860番地
"	井手 順二	北条市北条873番地
監事	牧野 昌三	北条市八反地甲142番地 2
"	木本 宏	北条市小山田甲649番地 1
"	横山 隆樹	北条市浅海本谷甲634番地

#### 退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	有田 富治一	北条市鹿峰210番地
"	有田 弘	北条市小川甲164番地
"	猪木 優	北条市佐古甲251番地
"	永井 秋俊	北条市柳原422番地
"	田中 清一	北条市八反地甲104番地
"	玉井 良幸	北条市院内甲269番地
"	渡部 正幸	北条市才之原甲232番地
"	篠原 忠志	北条市猿川甲758番地
"	横山 勝之進	北条市浅海本谷甲354番地 5
"	上田 正	北条市浅海原甲1番地 1
"	井手 康清	北条市庄甲799番地
"	川端 茂喜	北条市下難波甲1027番地
"	井手 順二	北条市北条873番地
監事	高智 八郎	北条市客甲533番地
"	中川 和男	北条市中須賀52番地 5
"	宮下 弘	北条市中通甲918番地

### ○愛媛県告示第1838号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、温泉郡中島町神和地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年8月31日

愛媛県知事 加戸守行

#### 就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	中村 一良	温泉郡中島町大字元怒和甲1096番地
"	沖本 順史	温泉郡中島町大字二神甲345番地
"	山本 喜夫	温泉郡中島町大字津和地722番地 2
"	八木 住夫	温泉郡中島町大字津和地435番地
"	武田 英浩	温泉郡中島町大字上怒和甲481番地

監 事	前 田 長 孝	温泉郡中島町大字二神甲420番地
"	高 橋 巖	温泉郡中島町大字津和地748番地
"	堀 内 典 明	温泉郡中島町大字元怒和甲946番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 喜 夫	温泉郡中島町大字津和地722番地 2
"	中 村 一 良	温泉郡中島町大字元怒和甲1096番地
"	八 木 住 夫	温泉郡中島町大字津和地435番地
"	前 田 美 一	温泉郡中島町大字二神甲344番地
"	高 橋 鉄 司	温泉郡中島町大字上怒和甲539番地
監 事	中 村 環	温泉郡中島町大字津和地548番地
"	沖 本 順 史	温泉郡中島町大字二神甲345番地
"	中 田 捨 夫	温泉郡中島町大字元怒和甲951番地

○愛媛県告示第1839号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	菊 澤 法 夫	西予市三瓶町皆江1748番地
"	片 山 勇	西予市三瓶町朝立 2 番耕地157番地
"	片 山 昭 典	西予市三瓶町朝立 1 番耕地93番地 1
"	樋 口 隆	西予市三瓶町津布理905番地
"	西 本 定 義	西予市三瓶町安土45番地
"	浅 井 敏 幸	西予市三瓶町和泉甲141番地
"	西 村 和 明	西予市三瓶町嶋山丙181番地
"	稲 葉 誠 治	西予市三瓶町垣生甲378番地10
"	洲 家 卯太磨	西予市三瓶町二及 2 番耕地576番地 1
"	浜 口 昌 万	西予市三瓶町長早 3 番耕地376番地
"	淵 川 倍 光	西予市三瓶町周木 6 番耕地101番地
"	酒 井 信 彦	西予市三瓶町有太刀694番地
"	井 上 轟	西予市三瓶町蔵貫浦692番地
"	黒 田 正 一	西予市三瓶町蔵貫476番地 2
"	柴 田 房 則	西予市三瓶町皆江2519番地
"	別 宮 留 信	西予市三瓶町下泊686番地
監 事	津 田 正 樹	西予市三瓶町津布理214番地丙
"	下 川 倫 吉	西予市三瓶町周木 6 番耕地99番地
"	二 宮 清 治	西予市三瓶町蔵貫3382番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 伊 敏 郎	西予市三瓶町垣生甲256番地
"	木 下 孝 也	西予市三瓶町朝立 4 番耕地226番地
"	片 山 昭 典	西予市三瓶町朝立 1 番耕地93番地 1
"	清 水 音 一	西予市三瓶町津布理3661番地

"	西 本 定 義	西予市三瓶町安土45番地
"	宇 都 宮 仁	西予市三瓶町和泉甲484番地
"	西 村 和 明	西予市三瓶町嶋山丙181番地
"	河 内 洋 紀	西予市三瓶町垣生甲1450番地38
"	洲 家 卯太磨	西予市三瓶町二及 2 番耕地576番地 第 1
"	山 本 厚 美	西予市三瓶町長早 3 番耕地404番地
"	西 梅 正 造	西予市三瓶町周木 6 番耕地142番地 2
"	菊 澤 法 夫	西予市三瓶町皆江1748番地
"	酒 井 信 彦	西予市三瓶町有太刀694番地
"	黒 田 正 一	西予市三瓶町蔵貫476番地 2
"	仲 村 権 二	西予市三瓶町皆江1750番地 5
"	堀 尾 政 二	西予市三瓶町下泊307番地 1
監 事	宮 本 訓 孝	西予市三瓶町朝立 1 番耕地53番地 1
"	吉 岡 慶 治	西予市三瓶町二及 1 番耕地334
"	笹 田 昭 治	西予市三瓶町蔵貫浦647番地 6

○愛媛県告示第1840号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、内子町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 内 紘 一	喜多郡内子町五百木123番地
"	藤 山 春 夫	喜多郡内子町知清535番地
"	稲 垣 昇 明	喜多郡内子町内子3101番地
"	内 山 芳 徳	喜多郡内子町城廻2196番地
"	大 星 憲 次	喜多郡内子町村前3074番地
"	堀 本 二 男	喜多郡内子町大瀬南2680番地
"	松 本 義 弘	喜多郡内子町大瀬中央3150番地
"	富 永 坂 一	喜多郡内子町大瀬北2970番地
"	野 田 忠 義	喜多郡内子町立山1818番地
"	藤 淵 利 通	喜多郡内子町川中2366番地
"	宮 内 忠	喜多郡内子町河内1775番地
"	沖 嶋 貞 雄	喜多郡内子町石畳4070番地
"	高 本 厚 美	喜多郡内子町大瀬中央5270番地
監 事	中 野 辰 恵	喜多郡内子町内子1150番地
"	中 野 勝 利	喜多郡内子町五百木3923番地
"	徳 山 護	喜多郡内子町大瀬東4110番地
"	曾 根 信 男	喜多郡内子町立山4900番地
"	池 田 弘	喜多郡内子町論田1060番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 内 紘 一	喜多郡内子町五百木123番地
"	藤 山 春 夫	喜多郡内子町知清535番地
"	稲 垣 昇 明	喜多郡内子町内子3101番地
"	成 岡 眞	喜多郡内子町城廻171番地
"	河 野 文 雄	喜多郡内子町五百木5000番地

"	堀 本 二 男	喜多郡内子町大瀬南2680番地
"	大 野 征 三	喜多郡内子町大瀬中央4403番地
"	森 田 明 利	喜多郡内子町大瀬東1801番地
"	上 田 芳 勝	喜多郡内子町立山3293番地
"	藤 淵 利 通	喜多郡内子町川中2366番地
"	上 田 輝 国	喜多郡内子町石畳5165番地
"	谷 口 敏 雄	喜多郡内子町石畳2712番地
"	高 本 厚 美	喜多郡内子町大瀬中央5270番地
監 事	中 野 辰 恵	喜多郡内子町内子1150番地
"	松 本 寿 幸	喜多郡内子町村前1158番地
"	富 永 坂 一	喜多郡内子町大瀬北2970番地
"	曾 根 信 男	喜多郡内子町立山4900番地
"	池 田 弘	喜多郡内子町論田1060番地

○愛媛県告示第1841号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 榮 一	新居浜市港町11 - 35
"	尾 崎 信 男	新居浜市港町 1 - 19

○愛媛県告示第1842号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松野町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	関 本 良 夫	北宇和郡松野町大字豊岡899番地

○愛媛県告示第1843号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、川内町揚畑田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1844号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、川内町保和土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1845号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、松山市南高井土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大割地区）の施行を平成16年 8月20日認可した。

平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1846号

新居浜市船木泉川（池田池）土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・元船木池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・元船木池地区）計画書の写し
- (2) 新居浜市船木泉川（池田池）土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年 9月 1 日から 9月30日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第1847号

川内町南方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・曲里地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・曲里地区）計画書の写し
- (2) 川内町南方土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年 9月 1 日から 9月30日まで

3 縦覧場所

川内町役場

○愛媛県告示第1848号

川内町保和土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・保免地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・保免地区）計画書の写し
- (2) 川内町保和土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年9月1日から9月30日まで

3 縦覧場所

川内町役場

○愛媛県告示第1849号

丹原町土地改良区営基盤整備促進事業来見地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年8月31日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成16年9月1日から9月30日まで

3 縦覧場所

丹原町役場

○愛媛県告示第1850号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、周桑郡丹原町大字高松、長野及び石経地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地

改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成16年8月31日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ふるさと農道緊急整備事業・長野地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成16年9月1日から9月30日まで

3 縦覧場所

丹原町役場

○愛媛県告示第1851号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大平小野地区）の施行に平成16年8月20日同意した。

平成16年8月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1852号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・尾崎天神池地区）の施行に平成16年8月20日同意した。

平成16年8月31日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1853号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美川川内線	温泉郡川内町大字井内甲631番1地先から 同大字甲1054番6まで	旧	メートル 4.6～16.0	キロメートル 0.177	
			新	14.4～29.7	0.169	
"	"	温泉郡川内町大字井内甲1054番6から 同大字甲1321番3まで	旧	4.2～17.6	0.507	
			新	4.2～17.6 9.2～49.4	0.507 0.381	

○愛媛県告示第1854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月31日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	温泉郡川内町大字井内甲631番 1 地先から 同大字甲1321番 3 まで	平成16年 8月31日

○愛媛県告示第1855号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市下波4921番地先から 同市下波5379番地先まで	旧	メートル 5.0～ 8.0	キロメートル 0.275	
			新	5.5～ 12.4	0.275	

○愛媛県告示第1856号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市下波4921番地先から 同市下波5379番地先まで	平成16年 8月31日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成16年 8月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
松山市若草町 5 番 2	宅 地	882.05㎡

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 （089）912 2155

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

- (ア) 日時  
平成16年10月 4 日（月）午前10時
- (イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時  
平成16年10月18日（月）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
愛媛県庁第一別館 9 階会議室

- (3) 入札書の提出方法  
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出

し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。